

都留漁業協同組合遊漁規則の変更について

変更の概要	遊漁料金の変更
-------	---------

新旧対照表（下線：変更部分）

変更案	現行規則																																				
<p>都留漁業協同組合内共第9号第五種共同漁業権遊漁規則</p> <p>第1～第3条 略</p> <p>（遊漁料の額及び納付の方法）</p> <p>第4条 第2条に掲げる漁具・漁法を使用して遊漁する場合、組合事務所（南都留郡西桂町下暮地）788番地）又は別表に定める場所において納付するときの遊漁料（表中「前売り」という。）及び遊漁する場所において漁業監視員に納付するときの遊漁料（表中「現場売り」という。）は次表のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">魚種</th> <th rowspan="2">漁具・漁法・期間</th> <th colspan="2">遊漁料（消費税込み）</th> </tr> <tr> <th>前売</th> <th>現場売り</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>アユ・ヤマメ イワナ・ニジマス ウグイ</td> <td>竿釣り1年</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">8,000円</td> </tr> <tr> <td>アユ</td> <td>竿釣り1日</td> <td style="text-align: center;">1,800円</td> <td style="text-align: center;">2,400円</td> </tr> <tr> <td>ヤマメ・イワナ ニジマス・ウグイ</td> <td>竿釣り1日</td> <td style="text-align: center;">1,200円</td> <td style="text-align: center;"><u>2,000円</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>第4条第2項～第8条 略</p> <p>附則（施行期日） この規則は平成26年1月1日から施行する。 <u>この規則は令和4年1月1日から施行する。</u></p>	魚種	漁具・漁法・期間	遊漁料（消費税込み）		前売	現場売り	アユ・ヤマメ イワナ・ニジマス ウグイ	竿釣り1年	8,000円		アユ	竿釣り1日	1,800円	2,400円	ヤマメ・イワナ ニジマス・ウグイ	竿釣り1日	1,200円	<u>2,000円</u>	<p>都留漁業協同組合内共第9号第五種共同漁業権遊漁規則</p> <p>第1～第3条 略</p> <p>（遊漁料の額及び納付の方法）</p> <p>第4条 第2条に掲げる漁具・漁法を使用して遊漁する場合、組合事務所（南都留郡西桂町下暮地）788番地）又は別表に定める場所において納付するときの遊漁料（表中「前売り」という。）及び遊漁する場所において漁業監視員に納付するときの遊漁料（表中「現場売り」という。）は次表のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">魚種</th> <th rowspan="2">漁具・漁法・期間</th> <th colspan="2">遊漁料（消費税込み）</th> </tr> <tr> <th>前売</th> <th>現場売り</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>アユ・ヤマメ イワナ・ニジマス ウグイ</td> <td>竿釣り1年</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">8,000円</td> </tr> <tr> <td>アユ</td> <td>竿釣り1日</td> <td style="text-align: center;">1,800円</td> <td style="text-align: center;">2,400円</td> </tr> <tr> <td>ヤマメ・イワナ ニジマス・ウグイ</td> <td>竿釣り1日</td> <td style="text-align: center;">1,200円</td> <td style="text-align: center;"><u>1,500円</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>第4条第2項～第8条 略</p> <p>附則（施行期日） この規則は平成26年1月1日から施行する。</p> <hr style="border: 1px solid red;"/>	魚種	漁具・漁法・期間	遊漁料（消費税込み）		前売	現場売り	アユ・ヤマメ イワナ・ニジマス ウグイ	竿釣り1年	8,000円		アユ	竿釣り1日	1,800円	2,400円	ヤマメ・イワナ ニジマス・ウグイ	竿釣り1日	1,200円	<u>1,500円</u>
魚種			漁具・漁法・期間	遊漁料（消費税込み）																																	
	前売	現場売り																																			
アユ・ヤマメ イワナ・ニジマス ウグイ	竿釣り1年	8,000円																																			
アユ	竿釣り1日	1,800円	2,400円																																		
ヤマメ・イワナ ニジマス・ウグイ	竿釣り1日	1,200円	<u>2,000円</u>																																		
魚種	漁具・漁法・期間	遊漁料（消費税込み）																																			
		前売	現場売り																																		
アユ・ヤマメ イワナ・ニジマス ウグイ	竿釣り1年	8,000円																																			
アユ	竿釣り1日	1,800円	2,400円																																		
ヤマメ・イワナ ニジマス・ウグイ	竿釣り1日	1,200円	<u>1,500円</u>																																		